

衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会ニュース

平成 28. 4. 20 第 190 回国会第 8 号

4 月 20 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（条約第 8 号）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・岸田外務大臣、塩崎厚生労働大臣、森山農林水産大臣、河野国務大臣、石原国務大臣、萩生田内閣官房副長官、齋藤農林水産副大臣、若宮防衛副大臣、藤丸防衛大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

福 山 守君（自民）

- ・政府は、重要 5 品目を中心に農林水産物の約 2 割が守られた旨説明しているが、政府が守られたと考える品目は具体的にどのような理由で守られたのか。
- ・農林水産物重要 5 品目で守られたものは 1 つもない旨の報道があるが、このような報道は根拠のない間違いであると理解してよいか。
- ・諸外国におけるチェックオフ制度（農家からの拠出金を基に農産物の消費・輸出拡大を図る制度）の導入目的、特徴等を踏まえ、政府は、今後の我が国におけるチェックオフ制度の導入に関し、どのような見通しを持っているか。

中 川 康 洋君（公明）

- ・環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の発効に伴い牛肉等の関税が長い期間をかけて段階的に削減をされることを踏まえ、生産現場の状況を的確に把握して対応するため、政府と生産者団体の定期的な協議の場を設置すべきではないのか。
- ・政府は、TPP 対策予算の一部を基金化しているが、基金化した目的とその目指すべき効果はどのようなものか。
- ・関税に係る約束についての再協議規定に関し、再協議が行われたとしても農林水産物重要 5 品目を守ると我が国の強い意志を確認したい。

佐々木 隆 博君（民進）

- ・日米 FTA（自由貿易協定）ではなく、TPP 協定交渉に取り組んだ理由は何か。また、APEC（アジア太平洋経済協力）の目標である FTAA（アジア太平洋自由貿易圏）構想にはどう取り組むのか。
- ・WTO（世界貿易機関）の紛争解決と異なり、TPP 協定の紛争解決は当事国の意向を反映しやすい仕組みとな

っているが、石原国務大臣はどのように考えるか。

- ・北海道の農業は TPP 協定により必ず影響を受けると考えるが、政府が TPP 協定による農林水産物への影響を「極めて限定的」と表現するのは不親切ではないか。

原 口 一 博君（民進）

- ・熊本県熊本地方を震源とする地震（以下「今回の地震」という。）の被災地における津波や感染症に対する備えとして、政府はどのような取組をしているのか。
- ・九州電力川内原子力発電所の規制基準適合性審査の担当者に、地震や津波の専門家は含まれるのか。
- ・平和安全法制の整備及び佐賀空港へのオスプレイ配備要請に至った背景について、藤丸防衛大臣政務官が講演で話した日米間のやり取りは事実か、また、それは外交交渉の過程として秘匿されるべきではないか。

升 田 世喜男君（民進）

- ・今回の地震について、避難者の緊急の住宅用としてキャンピングカーやトレーラーハウスを導入する必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・TPP 協定交渉の大筋合意を受け、我が国の農家がどのような心境であるかについて石原国務大臣及び農林水産大臣の見解を伺いたい。
- ・国益を守るという観点から農業に対し大規模な財政支援を行うべきと考えるが、石原国務大臣及び農林水産大臣の見解を伺いたい。

斉 藤 和 子君（共産）

- ・検疫所における輸入食品の検査率は、近年、低下傾向を示しているが、TPP 協定の発効により食品の輸入が増加すれば、検査率は更に低下するのではないか。
- ・TPP 協定の発効により食品の輸入が増加するとの見込

みの下、検疫所における輸入食品の検査率を上げて国民の「食の安全」を確保すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・食品衛生監視員を抜本的に増員できない背景には、自衛隊員等を除く国家公務員の定員の上限が、行政機関の職員の定員に関する法律（いわゆる総定員法）で規定されていることがあるため、国民の生命、健康の維持に携わっている食品衛生監視員については、いわゆる総定員法の適用対象から除外し、抜本的に増員すべきではないか。

椎 木 保君（おおさか）

- ・茨城県が発注した農地整備工事等の入札業者らが、2011

年8月4日に公正取引委員会から処分を受けた後、県への賠償金の支払が完了していないにもかかわらず、当時の厚生労働副大臣に対し政治献金を行ったことは、極めて不適切であると考えますが、農林水産大臣の見解を伺いたい。

- ・農業協同組合等が発注した精米施設等の製造請負工事等の施工業者が、2015年3月に公正取引委員会から処分を受けた後、同年5月に補助金を交付されていることは、何らかの法令に抵触するのではないか。
- ・事業の発注者が農業協同組合である場合には、官製談合防止法は適用されないが、今後、この点について同法を見直すつもりはあるか。